

国立大学法人群馬大学安全衛生管理推進会議要項

学長裁定 平成 22. 4.14
改 正 平成 27. 4. 1

(設 置)

第1 国立大学法人群馬大学（以下「本学」という。）に、全学的な見地から教職員の安全衛生等を確保するため、安全衛生管理推進会議（以下「推進会議」という。）を置く。

(任 務)

第2 推進会議は、次の各号に掲げる業務のうち、国立大学法人群馬大学教職員安全衛生管理規則別表1に定める各事業場に共通する重要事項について調査審議し、学長に対して意見を述べる。

- (1) 教職員の危険又は健康障害を防止するための措置に関すること。
- (2) 教職員の安全又は衛生のための教育の実施に関すること。
- (3) 健康診断の実施その他健康の保持増進のための措置に関すること。
- (4) 労働災害の原因の調査及び再発防止対策に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、労働災害を防止するため必要な業務に関すること。

(組 織)

第3 推進会議は、次の各号に掲げる構成員をもって組織する。

- (1) 理事（総務・財務担当）
- (2) 各事業場の総括安全衛生管理者
- (3) 総務部長
- (4) 施設運営部長
- (5) 総括産業医

2 前項の規定に掲げるもののほか、第4に規定する委員長は、必要に応じて学内外の者を加えることができる。

(議 長)

第4 推進会議に議長を置き、第3第1号の構成員をもって充てる。

2 議長は、推進会議を招集する。

3 議長に事故あるときは、あらかじめ議長が指名した構成員がその職務を代理する。

(会 議)

第5 推進会議は、構成員の3分の2以上の出席がなければ、その会議を開くことができない。

(部 会)

第6 推進会議に、本学における安全衛生等に関する具体的な事項を検討させるため、部会を置く。

2 部会については、別に定める。

(事 務)

第7 推進会議の事務は、総務部人事労務課において処理する。

(雑 則)

第8 この要項に定めるもののほか、必要な事項は、推進会議が別に定める。

附 則

この要項は、平成22年4月14日から施行する。

附 則

この要項は、平成27年4月1日から施行する。